

愛知県公立大学法人外国人教員就業規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
 - 第2章 人事（第5条—第22条）
 - 第3章 給与（第23条—第31条）
 - 第4章 服務（第32条—第40条）
 - 第5章 勤務時間、休日、休暇等（第41条・第42条）
 - 第6章 研修（第43条）
 - 第7章 表彰（第44条）
 - 第8章 懲戒等（第45条—第48条）
 - 第9章 安全衛生（第49条）
 - 第10章 出張（第50条・第51条）
 - 第11章 福利厚生（第52条）
 - 第12章 災害補償（第53条・第54条）
 - 第13章 退職手当（第55条）
 - 第14章 職務発明等（第56条）
 - 第15章 雑則（第57条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、愛知県公立大学法人教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する外国人教員の労働条件、服務規律その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「外国人教員」とは、語学又は音楽の科目を担当する高度な専門的学識又は技能を有する外国人のうち、外国から招聘して雇用する者で、教授、准教授、講師及び助教の職にあるものをいう。

（法令との関係）

第3条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

（規則の遵守）

第4条 理事長及び外国人教員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

第2章 人事

（採用）

第5条 外国人教員の採用は、選考によるものとする。

2 法人に外国人教員として採用されることを希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書（顔写真を含む。）
- (2) その他理事長が必要と認める書類

3 前2項に定めるもののほか、外国人教員の採用については、愛知県公立大学法人教員等人事手続規程（平成1

9年愛知県公立大学法人規程第15号。以下「教員等人事規程」という。)に定める教員等の採用の例による。

(採用時の提出書類)

第6条 外国人教員に採用された者は、次に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 最終学歴の卒業証明書
- (2) パスポートの写し
- (3) 勤務(職歴)証明書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(労働契約の締結等)

第7条 理事長は、外国人教員を採用する場合には、当該外国人教員との間において労働契約を締結し、この規則を提示するとともに、次の事項を記載した文書を交付するものとする。その他の労働条件については口頭又は文書により明示するものとする。

- (1) 任期に関する事項(当該任期満了後における当該雇用の更新の有無及びその判断基準を含む。)
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項(担当する授業コマ数を含む。)
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無並びに休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(任期)

第8条 外国人教員の任期は、3年以内で当該外国人教員ごとに定める。

(再任)

第9条 理事長は、外国人教員の任期満了の際、再任することができる。ただし、継続して6年を超えて雇用することはできない。

- 2 前項に定めるもののほか、外国人教員の再任については、教員等人事規程に定める教員等の再任の例による。

(勤務評定)

第10条 外国人教員の勤務成績について、別に定めるところにより評定を実施する。

(昇任)

第11条 外国人教員の昇任は、選考により行う。

- 2 選考は、前条に規定する勤務成績の評定に基づいて行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、外国人教員の昇任については、教員等人事規程に定める教員等の昇任の例による。

(降任)

第12条 理事長は、外国人教員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任(上位の職を解任し、下位の職に就けることをいう。以下同じ。)をすることができる。この場合において、当該外国人教員の給与を調整するものとする。

- (1) 勤務成績が著しく不良な場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合
- (3) 職務を遂行するために必要な資格又は適格性を欠く場合
- (4) 本人が希望し、これを理事長が認めた場合
- (5) 組織の改廃若しくは過員を生じた場合又は経営上若しくは業務上やむを得ない事由による場合

- 2 前項第2号の規定に該当して降任する場合は、あらかじめ医師2名の診断を行わせなければならない。
- 3 理事長は、外国人教員の意に反して降任処分を行う場合にあっては、その旨を記載した書面を交付して行わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、外国人教員の降任については、教員等人事規程に定める教員等の降任の例による。

(配置)

第13条 外国人教員の配置は、法人の業務上の必要性を考慮して行うものとする。

(異動)

第14条 理事長は、法人の業務の都合により、配置換及び兼務を命じることができる。

- 2 外国人教員は、正当な理由がなければ、前項に基づく命令を拒否することができない。
- 3 前2項に定めるもののほか、外国人教員の配置換及び兼務については、教員等人事規程に定める教員等の配置換及び兼務の例による。

(赴任)

第15条 赴任を命じられた外国人教員及び新たに採用された外国人教員は、直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う場合その他やむを得ない場合で、理事長の承認を得たときは、この限りではない。

(退職)

第16条 外国人教員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職するものとし、外国人教員としての身分を失う。

- (1) 外国人教員が退職を願い出て、理事長が承認した場合
 - (2) 任期が満了した場合（再任又は昇任した場合を除く。）
 - (3) 死亡した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、退職を願い出た外国人教員が第45条第1項各号のいずれかに該当し、同条の規定により懲戒処分の手続きを行っている場合にあっては、当該退職を認めないことができる。

(自己都合退職)

第17条 外国人教員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の1か月前までに、文書をもって理事長に申し出なければならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 外国人教員は、退職願の提出後も、退職する日までの間は、その職務に従事しなければならない。

(解雇)

第18条 理事長は、外国人教員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の期間内においても解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良な場合
 - (2) 心身の故障により、職務に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、職務に必要な適格性を欠く場合
 - (4) 愛知県公立大学法人教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第31号。以下「勤務時間休日休暇規程」という。）第17条第1項に規定する療養休暇（以下「療養休暇」という。）の期間が引き続き90日となり、なお勤務しない場合
 - (5) 事業活動の縮小その他法人の経営上やむを得ない事由により解雇が必要と認めた場合
 - (6) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合
 - (7) その他前各号に準ずるものとしてやむを得ない事由がある場合
- 2 理事長は、外国人教員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇するものとする。
- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- 3 第1項第2号に該当する場合により解雇をするときは、あらかじめ医師2名の診断を行わせなければならない。
- 4 理事長は、外国人教員の意に反して解雇処分をする場合にあっては、その旨を記載した書面を交付して行わな

なければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、外国人教員の解雇については、教員等人事規程に定める教員等の解雇の例による。
(解雇制限)

第19条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため療養休暇が与えられた期間及びその後30日間。ただし、療養開始後3年を経過した日において地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく傷病補償年金を受けている場合又は同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合はこの限りでない。
- (2) 勤務時間休日休暇規程に基づいて産前産後の女性である外国人教員が休暇を与えられた期間及びその後30日間

(解雇予告)

第20条 理事長は、外国人教員を解雇しようとする場合は、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告しない場合にあっては、平均賃金30日分に相当する解雇予告手当を支給するものとする。

2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、第46条第4号に定める懲戒解雇をする場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために法人の事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けたときは、予告することなく解雇するものとする。

(退職者の責務)

第21条 退職しようとする者(解雇する旨を記載した書面を交付された者を含む。)は、在職中に得た法人の情報、教職員及び学生の情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条に定める個人情報等を法人の指示に従って破棄し又は返還し、退職後はその情報を記録媒体として保持してはならない。

2 外国人教員であった者は、在職中に得た法人の情報、教職員及び学生の情報、個人情報保護法に定める個人情報等を一切漏らしてはならない。

(退職証明書)

第22条 理事長は、外国人教員であった者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付するものとする。

2 前項の退職証明書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、証明すべき事項を限定して請求があった場合は、この限りでない。

- (1) 勤続期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由（解雇された場合にあっては、その理由を含む。）

第3章 給与

(給与)

第23条 外国人教員の給与の種類は、年俸、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当とする。

(年俸の号給)

第24条 年俸は、外国人教員の職の区分に応じ、別表第1の年俸号給表に定める額とする。

2 外国人教員の採用時における号給は、大学卒業後の経験年数を有しない者にあっては1号給とし、経験年数を

有する者にあつては別表第2の経験年数換算表により換算した年数（1年に満たない経験年数が生じたときは、これを切り捨てた年数）について1年につき1号給を加算した号給により決定する。この場合において、36号給を上限とする。

（昇給）

第25条 外国人教員が12月間を良好に勤務した場合においては、1号給上位の号給に昇給させることができる。

（通勤手当）

第26条 外国人教員の通勤手当については、愛知県公立大学法人給与規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第18号。以下「給与規程」という。）に定める教職員の通勤手当の例による。

（時間外勤務手当）

第27条 時間外勤務手当は、あらかじめ割振られた所定の勤務時間を超えて勤務した場合に支給するものとし、1時間当たりの手当額は、次の算式により得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

年俸額 ÷ (38時間45分 × 52週間 - 139時間30分) × 次項に定める割合

2 前項の割合は、次の各号に掲げる勤務した日の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 次号に掲げる日以外の日 100分の125（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務（以下「深夜勤務」という。）にあつては100分の150、休日（勤務時間休日休暇規程第9条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）における深夜勤務にあつては100分の160）

(2) 週休日（勤務時間休日休暇規程第7条第1項に規定するものをいう。以下同じ。） 100分の135（深夜勤務にあつては、100分の160）

3 第1項に規定する勤務（週休日のうち日曜日を除く。）の時間の合計が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たり給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 「勤務時間、休日、休暇等に関する規程」（平成19年愛知県公立大学法人規程第31号。）第12の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項に掲げる時間（次号の時間を除く） 100分の25

(2) 前項に掲げる時間（土曜日の勤務に限る） 100分の15

（夜間勤務手当）

第28条 夜間勤務手当は、所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた外国人教員に対して、その間に勤務した全時間について、前条第1項に定める算式により得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、同項中「次項に定める割合」とあるのは、「100分の25」と読み替えるものとする。

（休日勤務手当）

第29条 休日勤務手当は、全休日において所定の勤務時間中に勤務を命ぜられた外国人教員に対して、その所定の勤務時間中に勤務した全時間について支給するものとし、1時間当たりの手当額は、第27条第1項の算式により得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、同項

中「次項に定める割合」とあるのは、「100分の135」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた外国人教員の、その休日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給しない。

(給与の支給)

第30条 外国人教員の給与は、その全額を現金で、直接外国人教員に支払う。ただし、法令又は労基法第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払う。

- 2 前項の給与は、外国人教員から申し出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みによる方法により支払う。

- 3 年俸は、次の各号に定める支給月の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 4月、5月、7月から11月まで、1月及び2月 年俸額を17（任期が1年未満の場合は、12）で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「月払年俸額」という。）

- (2) 6月及び12月 月払年俸額及び月払年俸額に100分の250を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、任期が1年未満の場合は、月払年俸額に100分の250を乗じて得た額は支給しない。

- (3) 3月 別表第1に規定する年俸額から前月までに現に支給された年俸の総額を差し引いた額（任期が1年未満の場合は、月払年俸額を支給する。）

- 4 前項の規定により支給される年俸（月払年俸額に100分の250を乗じて得た額に係るものを除く。）及び通勤手当は、その月分をその月の次項に規定する支払日（以下「支払日」という。）に支給し、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当は、その月分を翌月の支払日に支給する。

- 5 年俸（月払年俸額に100分の250を乗じて得た額に係るものを除く。）、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当の支給日は、その月の16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日とする。

- (1) その月の16日が日曜日に当たる場合 14日

- (2) その月の16日が土曜日に当たる場合 15日（その日が休日に当たる場合は、14日）

- (3) その月の16日が休日に当たる場合 17日

- 6 年俸（月払年俸額に100分の250を乗じて得た額に係るものに限る。）の支払日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、これらの日が日曜日に当たるときはその前々日とし、土曜日に当たるときはその前日とする。

- 7 新たに外国人教員となった者には、その日から年俸を支給し、年俸の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた年俸を支給する。

- 8 外国人教員が離職したときは、その日まで年俸を支給する。

- 9 外国人教員が死亡したときは、その月まで年俸を支給する。

- 10 第7項、第8項又は前項の規定により年俸を支給する場合には、その年俸の額は、その年の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 11 外国人教員が月の途中において第46条第3号に規定する停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合における年俸は、日割りによって計算する。

- 12 外国人教員が療養休暇により引き続き90日を超えて勤務しない場合におけるその者の90日を超えた日以降の年俸は、当該年俸の額の半額を日割りによって計算する。

- 13 外国人教員が、外国人教員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために年俸を請求した場合には、その月の年俸の支払日前であっても、既往の労働に対する年俸をその際支給することができる。

(年俸の減額)

第31条 外国人教員が有給として認められる休暇又は職務専念義務が免除された場合以外に勤務時間に勤務しないときは、その勤務しない時間1時間につき、次に掲げる算式により得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を年俸から減額して支給する。

$$\text{年俸額} \div (1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52)$$

第4章 服務

(誠実義務)

第32条 外国人教員は、法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 外国人教員は、日常行動について常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 外国人教員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(職務専念義務)

第33条 外国人教員は、この規則又は関係法令に定める場合を除いては、その勤務時間及び業務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、法人がなすべき責を有する業務にのみに従事しなければならない。

2 理事長は、次に掲げる場合には、外国人教員の職務に専念する義務を免除することができる。

(1) 勤務時間中に法人が実施する健康診断を受ける場合

(2) 勤務時間内の労働組合交渉に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、理事長が適当であると認める場合

(服務心得)

第34条 外国人教員は、法令、この規則及び法人の諸規程を遵守し、上司の指揮命令に従い、その職務を遂行しなければならない。

2 外国人教員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 上司は、その指揮命令を受ける外国人教員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第35条 外国人教員は、法人の名誉若しくは信用を失墜し、又は教職員全体の名誉を毀損する行為をしてはならない。

(守秘義務)

第36条 外国人教員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 外国人教員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、理事長の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(敷地又は施設内の遵守事項)

第37条 外国人教員が法人の敷地又は施設内（以下「法人敷地等」という。）で文書又は図画を配布しようとするときは、業務の正常な遂行を妨げない方法及び態様において、これを配布しなければならない。

2 前項に定める文書又は図画が次の各号のいずれかに該当すると理事長が認めるときは、当該文書又は図画を配布してはならない。

(1) 法人の業務の正常な運営を妨げるもの

(2) 第35条に規定する行為に該当するもの

- (3) 他人の名誉を毀損し、又は誹謗中傷等に該当するもの
 - (4) 公序良俗に反するもの
 - (5) その他法人の業務に支障をきたすもの
- 3 外国人教員が法人敷地等で文書又は図画を掲示する場合には、理事長の許可を得た上で、あらかじめ指定された場所に掲示しなければならない。この場合において、前項各号に該当する文書又は図画は掲示してはならない。
- 4 外国人教員は、理事長の許可なく、法人敷地等で業務外の集会、演説、放送又はこれらに類する行為を行ってはならない。
- 5 外国人教員は、理事長の許可なく、法人敷地等で金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。
(兼業及び兼職)

第38条 外国人教員の兼業及び兼職については、教職員の例による。

(ハラスメントの防止)

第39条 外国人教員のハラスメントの防止等に関する措置は、教職員の例による。

(職務に係る倫理)

第40条 外国人教員の職務に係る倫理については、教職員の例による。

第5章 勤務時間、休日、休暇等

(勤務時間、休日、休暇等)

第41条 外国人教員の勤務時間、休日、休暇等については、教職員の例による。

- 2 前項に定めるもののほか、外国人教員には、一時帰国中は、有給の一時帰国休暇を与える。

(育児休業及び介護休業)

第42条 外国人教員の育児休業については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の定めるところによる。

- 2 育児休業により、実際に勤務していない時間については無給とし、第31条の規定により、勤務していない時間に応じて年俸を減額するものとする。
- 3 外国人教員の介護休業については、教職員の例による。

第6章 研修

(研修)

第43条 外国人教員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

- 2 外国人教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- 3 外国人教員は、授業に支障がない限り理事長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 4 理事長は、外国人教員の研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。
- 5 外国人教員は、理事長の定めるところにより、長期にわたる研修を受けることができる。

第7章 表彰

(表彰)

第44条 外国人教員の表彰については、理事長が別に定める。

第8章 懲戒等

(懲戒)

第45条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分を行うことができる。

- (1) 正当な理由なしに無断欠勤をし、出勤の督促をしてもなおこれに応じない場合
 - (2) 正当な理由なしに、欠勤、遅刻又は早退を繰り返した場合
 - (3) 正当な理由なしに、業務上の指示及び命令に従わなかった場合
 - (4) 故意又は重大な過失により、法人に損害を与えた場合
 - (5) 刑法犯に該当する行為があった場合
 - (6) 法人の名誉又は信用を傷つけた場合
 - (7) 私生活上での非違行為又は法人に対する誹謗中傷等によって、法人の名誉を傷つけ、又は業務に影響を及ぼすような行為があった場合
 - (8) 素行不良で法人の秩序又は風紀を乱した場合
 - (9) 重大な経歴詐称をした場合
 - (10) その他法令及び就業規則その他諸規程に違反した場合
 - (11) 前各号に準ずる行為があった場合
- 2 管理監督下にある外国人教員に前項各号に規定する行為があったときは、当該管理監督者をその監督責任により懲戒に処することができる。
 - 3 理事長は、外国人教員に対し懲戒処分を行う場合にあっては、その旨を記載した書面を交付して行わなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、外国人教員の懲戒については、教員等人事規程に定める教員等の懲戒の例による。

(懲戒の種類)

第46条 懲戒の種類及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒めること。
- (2) 減給 始末書を提出させ、1日以上6月以下の期間、日割りにより算定した当該年俸の額の10分の1以下を減ずること。
- (3) 停職 始末書を提出させ、1日以上6月以下の期間、職務に従事させないこと。この期間中、いかなる給与も支給しない。
- (4) 懲戒解雇 予告をすることなく、即時に解雇すること。この場合において、退職手当は支給しない。

(文書訓戒等)

第47条 理事長は、第45条第1項各号に定める場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、文書訓戒、口頭訓戒又は所属長注意（以下「文書訓戒等」という。）を行うことができる。

- 2 外国人教員の文書訓戒等については、教員等人事規程に定める教員等の文書訓戒等の例による。

(損害賠償)

第48条 理事長は、外国人教員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合においては、前2条の規定による懲戒処分又は訓戒等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

第9章 安全衛生

(安全衛生)

第49条 外国人教員の安全及び衛生については、教職員の例による。

第10章 出張

(出張)

第50条 理事長は、職務上必要がある場合には、外国人教員に出張を命ずることができる。

- 2 出張を命じられた外国人教員が出張を終えたときには、速やかにその旨を上司に報告しなければならない。

- 3 外国人教員は、出張中、業務の都合又は病気その他やむを得ない事由により予定を変更しなければならないときは、速やかに上司に連絡し、その承認を得なければならない。
- 4 外国人教員は、上司に随行した場合を除き、出張終了後復命書を作成し、理事長に提出しなければならない。ただし、特別な事項又は軽易な事項は、口頭により復命することができる。

(旅費)

第51条 外国人教員には、次に掲げる旅費を支給する。

- (1) 第15条に規定する赴任
 - (2) 帰国及び一時帰国
 - (3) 前条に規定する出張
- 2 前項第1号及び第2号の旅費については、愛知県公立大学法人外国人教員に関する赴任等取扱規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第53号）の定めるところにより、前項第3号の旅費については、愛知県公立大学法人旅費規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第35号）に定めるところによる。

第11章 福利厚生

(公舎等の利用)

第52条 外国人教員の公舎及び教職員住宅の利用については、愛知県公立大学法人公舎等貸与規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第36号）の定めるところによる。

第12章 災害補償

(業務上の災害)

第53条 外国人教員の業務上の災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）の定めるところによる。ただし、地公災法の適用とならない場合にあつては、労災法の定めるところによる。

(通勤途上の災害)

第54条 外国人教員の通勤途上の災害については、地公災法の定めるところによる。ただし、地公災法の適用とならない場合にあつては、労災法の定めるところによる。

第13章 退職手当

(退職手当)

第55条 外国人教員の退職手当については、勤続年数が3年以上の者に対し、退職の日におけるその者の年俸の号給に応じた別表第1に規定する基準給料額に勤続年数（1年未満の端数は、切り捨てる。）1年につき150分の60を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に、次の各号に掲げる勤続年数の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。この場合において、勤続期間が1年未満で死亡した者に係る退職手当の額は、勤続年数1年とみなして算出した額とする。

- (1) 3年以上5年以下 100分の50
 - (2) 6年 100分の75
- 2 前項の規定にかかわらず、負傷若しくは病気（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）別表第1に規定する障害の状態になるものに限る。）又は死亡により退職した者に対する退職手当については、退職の日におけるその者の別表第1に規定する基準給料額に、勤続年数（1年未満の端数は、切り捨てる。）1年につき、150分の90を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、

これを切り捨てた額)を支給する。この場合において、勤続期間が1年未満で死亡した者に係る退職手当の額は、勤続年数1年とみなして算出した額とする。

- 3 外国人教員の退職手当の支給方法については、愛知県公立大学法人教職員退職手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第37号。以下「退職手当規程」という。）に定める教職員の退職手当の支給方法の例による。

第14章 職務発明等

(職務発明等)

第56条 外国人教員の職務発明等については、教職員の例による。

第15章 雑則

(雑則)

第57条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 理事長は、法人の設立の日の前日において愛知県と雇用契約していた者を同日に法人に引き続き採用することができる。

- 3 前項の規定により採用された者について、第24条第2項の規定により決定された号給に係る別表第1に規定する基準給料額が、愛知県で現に受けていた給料月額（以下「受給給料月額」という。）より下回る場合にあっては、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める算式により算定された額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）をその者の年俸額とする。

- (1) 大学院の科目を担当する教授として採用される場合

$(\text{受給給料月額} + \text{調整額(次項に定めるものをいう。)}) \times 18.51564$ [平成20年4月1日から18.61093、平成21年4月1日から18.27255]

- (2) 大学院の科目を担当しない教授として採用される場合

$\text{受給給料月額} \times 18.51564$ [平成20年4月1日から18.61093、平成21年4月1日から18.27255]

- (3) 准教授又は講師として採用される場合

$\text{受給給料月額} \times 18.28452$ [平成20年4月1日から18.37567、平成21年4月1日から18.04157]

- 4 前項第1号の調整額は、平成19年度にあっては16,075円とし、平成20年度にあっては15,750円とし、平成21年度にあっては15,425円とし、平成22年度以降にあっては15,100円とする。

- 5 第3項の規定による年俸を支給されている者の退職手当の額については、第55条第1項に規定する「年俸の号給に応じた別表第1に規定する基準給料額」を附則第3項に規定する受給給料月額に読み替えて適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年10月13日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月8日規則第20号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第10号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月7日規則第2号）
この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規則第11号）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規則第7号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第5号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日規則第4号）

（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（年俸の抑制）

2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては、第24条及び第30条の「別表第1-1又は別表第1-2」を、「附則別表第1-3又は附則別表第1-4」と読み替えるものとする。ただし、第27条第1項の算式における年俸額は、読み替えないこととする。

3 附則別表は次のとおりとする。

附則別表第1-3 年俸号給表（抑制後）

号給	教授		准教授及び講師	助教	基準給料額
	大学院の科目を担当する場合	大学院の科目を担当しない場合			
1	5,916,652円	5,658,113円	5,592,920円	5,462,536円	334,840円
2	6,064,678円	5,806,139円	5,739,240円	5,605,446円	343,600円
3	6,212,704円	5,954,165円	5,885,561円	5,748,355円	352,360円
4	6,360,730円	6,102,191円	6,031,881円	5,891,265円	361,120円
5	6,508,756円	6,250,217円	6,178,202円	6,034,174円	369,880円
6	6,656,782円	6,398,244円	6,324,522円	6,177,084円	378,640円
7	6,804,808円	6,546,270円	6,470,843円	6,319,993円	387,400円
8	6,952,835円	6,694,296円	6,617,163円	6,462,903円	396,160円
9	7,100,861円	6,842,322円	6,763,484円	6,605,812円	404,920円

10	7,248,887 円	6,990,348 円	6,909,805 円	6,748,722 円	413,680 円
11	7,396,913 円	7,138,374 円	7,056,125 円	6,891,631 円	422,440 円
12	7,544,939 円	7,286,400 円	7,202,446 円	7,034,541 円	431,200 円
13	7,638,368 円	7,379,829 円	7,294,798 円	7,124,740 円	436,729 円
14	7,731,780 円	7,473,241 円	7,387,134 円	7,214,923 円	442,257 円
15	7,825,209 円	7,566,670 円	7,479,486 円	7,305,123 円	447,786 円
16	7,918,621 円	7,660,082 円	7,571,822 円	7,395,306 円	453,314 円
17	8,012,049 円	7,753,511 円	7,664,174 円	7,485,505 円	458,843 円
18	8,105,461 円	7,846,923 円	7,756,510 円	7,575,688 円	464,371 円
19	8,198,890 円	7,940,351 円	7,848,862 円	7,665,888 円	469,900 円
20	8,284,833 円	8,026,294 円	7,933,815 円	7,748,860 円	474,986 円
21	8,370,759 円	8,112,221 円	8,018,751 円	7,831,816 円	480,071 円
22	8,456,702 円	8,198,164 円	8,103,704 円	7,914,788 円	485,157 円
23	8,542,645 円	8,284,107 円	8,188,656 円	7,997,761 円	490,243 円
24	8,628,588 円	8,370,050 円	8,273,609 円	8,080,733 円	495,329 円
25	8,714,515 円	8,455,976 円	8,358,545 円	8,163,689 円	500,414 円
26	8,800,458 円	8,541,919 円	8,443,498 円	8,246,661 円	505,500 円
27	8,904,093 円	8,645,554 円	8,545,939 円	8,346,714 円	511,633 円
28	9,007,745 円	8,749,206 円	8,648,397 円	8,446,784 円	517,767 円
29	9,111,380 円	8,852,841 円	8,750,838 円	8,546,836 円	523,900 円
30	9,215,015 円	8,956,476 円	8,853,279 円	8,646,889 円	530,033 円
31	9,318,667 円	9,060,129 円	8,955,737 円	8,746,959 円	536,167 円
32	9,422,302 円	9,163,764 円	9,058,178 円	8,847,012 円	542,300 円

33	9,525,938円	9,267,399円	9,160,619円	8,947,065円	548,433円
34	9,629,573円	9,371,034円	9,263,060円	9,047,118円	554,566円
35	9,733,208円	9,474,669円	9,365,501円	9,147,171円	560,699円
36	9,836,843円	9,578,304円	9,467,942円	9,247,224円	566,832円

附則別表第1-4 年俸号給表 (抑制後)

号給	教授		准教授及び講師	助教	基準給料額
	大学院の科目を担当する場合	大学院の科目を担当しない場合			
1	5,935,528円	5,676,164円	5,610,187円	5,478,234円	334,840円
2	6,084,026円	5,824,663円	5,756,960円	5,621,554円	343,600円
3	6,232,525円	5,973,161円	5,903,732円	5,764,874円	352,360円
4	6,381,023円	6,121,659円	6,050,504円	5,908,194円	361,120円
5	6,529,521円	6,270,158円	6,197,277円	6,051,514円	369,880円
6	6,678,020円	6,418,656円	6,344,049円	6,194,834円	378,640円
7	6,826,518円	6,567,154円	6,490,821円	6,338,155円	387,400円
8	6,975,016円	6,715,653円	6,637,593円	6,481,475円	396,160円
9	7,123,515円	6,864,151円	6,784,366円	6,624,795円	404,920円
10	7,272,013円	7,012,650円	6,931,138円	6,768,115円	413,680円
11	7,420,512円	7,161,148円	7,077,910円	6,911,435円	422,440円
12	7,569,010円	7,309,646円	7,224,683円	7,054,755円	431,200円
13	7,662,737円	7,403,373円	7,317,320円	7,145,214円	436,729円
14	7,756,447円	7,497,083円	7,409,941円	7,235,656円	442,257円
15	7,850,174円	7,590,810円	7,502,578円	7,326,115円	447,786円
16	7,943,884円	7,684,520円	7,595,199円	7,416,557円	453,314円
17	8,037,610円	7,778,247円	7,687,836円	7,507,016円	458,843円

18	8,131,320円	7,871,957円	7,780,457円	7,597,458円	464,371円
19	8,225,047円	7,965,684円	7,873,095円	7,687,916円	469,900円
20	8,311,265円	8,051,901円	7,958,310円	7,771,127円	474,986円
21	8,397,465円	8,138,101円	8,043,508円	7,854,322円	480,071円
22	8,483,682円	8,224,318円	8,128,723円	7,937,532円	485,157円
23	8,569,899円	8,310,536円	8,213,938円	8,020,743円	490,243円
24	8,656,116円	8,396,753円	8,299,153円	8,103,954円	495,329円
25	8,742,317円	8,482,953円	8,384,351円	8,187,148円	500,414円
26	8,828,534円	8,569,170円	8,469,567円	8,270,359円	505,500円
27	8,932,500円	8,673,136円	8,572,324円	8,370,700円	511,633円
28	9,036,482円	8,777,119円	8,675,098円	8,471,056円	517,767円
29	9,140,448円	8,881,085円	8,777,855円	8,571,397円	523,900円
30	9,244,414円	8,985,051円	8,880,613円	8,671,737円	530,033円
31	9,348,397円	9,089,033円	8,983,387円	8,772,094円	536,167円
32	9,452,363円	9,192,999円	9,086,144円	8,872,435円	542,300円
33	9,556,329円	9,296,965円	9,188,902円	8,972,775円	548,433円
34	9,660,294円	9,400,931円	9,291,659円	9,073,116円	554,566円
35	9,764,260円	9,504,897円	9,394,416円	9,173,456円	560,699円
36	9,868,226円	9,608,862円	9,497,174円	9,273,797円	566,832円

附則別表第1-3は、平成25年4月1日以降に新規採用された外国人教員に適用し、附則別表第1-4は、平成25年3月31日以前に新規採用された外国人教員に適用する。

附 則（平成27年3月30日規程第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 年俸号給表（第24条、第55条関係）

号給	教授		准教授及び講師	助教	基準給料額
	大学院の科目を担当する場合	大学院の科目を担当しない場合			
1	6,230,390円	5,962,011円	5,890,284円	5,746,831円	328,780円
2	6,379,450円	6,111,070円	6,037,550円	5,890,511円	337,000円
3	6,528,509円	6,260,130円	6,184,817円	6,034,190円	345,220円
4	6,677,568円	6,409,189円	6,332,083円	6,177,870円	353,440円
5	6,826,628円	6,558,248円	6,479,349円	6,321,549円	361,660円
6	6,975,687円	6,707,308円	6,626,615円	6,465,229円	369,880円
7	7,124,746円	6,856,367円	6,773,881円	6,608,908円	378,100円
8	7,273,806円	7,005,426円	6,921,147円	6,752,588円	386,320円
9	7,422,865円	7,154,486円	7,068,413円	6,896,267円	394,540円
10	7,571,924円	7,303,545円	7,215,679円	7,039,947円	402,760円
11	7,720,984円	7,452,604円	7,362,945円	7,183,626円	410,980円
12	7,870,043円	7,601,664円	7,510,211円	7,327,306円	419,200円
13	7,964,339円	7,695,959円	7,603,372円	7,418,198円	424,400円
14	8,058,634円	7,790,255円	7,696,533円	7,509,090円	429,600円
15	8,152,930円	7,884,550円	7,789,694円	7,599,982円	434,800円
16	8,247,225円	7,978,846円	7,882,855円	7,690,874円	440,000円
17	8,341,520円	8,073,141円	7,976,016円	7,781,767円	445,200円
18	8,435,816円	8,167,436円	8,069,177円	7,872,659円	450,400円
19	8,530,111円	8,261,732円	8,162,338円	7,963,551円	455,600円
20	8,618,441円	8,350,061円	8,249,605円	8,048,692円	460,471円
21	8,706,788円	8,438,409円	8,336,890円	8,133,851円	465,343円
22	8,795,118円	8,526,738円	8,424,157円	8,218,993円	470,214円

23	8,883,465 円	8,615,086 円	8,511,441 円	8,304,152 円	475,086 円
24	8,971,795 円	8,703,415 円	8,598,708 円	8,389,293 円	479,957 円
25	9,060,142 円	8,791,763 円	8,685,993 円	8,474,452 円	484,829 円
26	9,148,472 円	8,880,092 円	8,773,260 円	8,559,594 円	489,700 円
27	9,253,339 円	8,984,960 円	8,876,865 円	8,660,676 円	495,483 円
28	9,358,225 円	9,089,845 円	8,980,489 円	8,761,776 円	501,267 円
29	9,463,092 円	9,194,713 円	9,084,095 円	8,862,859 円	507,050 円
30	9,567,960 円	9,299,580 円	9,187,701 円	8,963,941 円	512,833 円
31	9,672,845 円	9,404,466 円	9,291,324 円	9,065,041 円	518,617 円
32	9,777,713 円	9,509,333 円	9,394,930 円	9,166,124 円	524,400 円
33	9,882,580 円	9,614,201 円	9,498,536 円	9,267,207 円	530,183 円
34	9,987,447 円	9,719,068 円	9,602,142 円	9,368,289 円	535,966 円
35	10,092,315 円	9,823,936 円	9,705,748 円	9,469,372 円	541,749 円
36	10,197,182 円	9,928,803 円	9,809,353 円	9,570,454 円	547,532 円

別表第2 経験年数換算表(第24条関係)

前 歴		換 算 率
外国政府等公的機関又は教育研究機関の職員としての在職期間	教育又は研究を主として行う職員として在職した期間	100/100
	その他の期間	80/100
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		100/100
民間会社の職員としての在職期間		80/100
兵役期間及び牧師、修道女等の期間		80/100
その他の期間	教育、研究等に関する職務に従事した期間で、その職務の経験が直接役立つと認められる期間	100/100
	その他の期間	50/100